

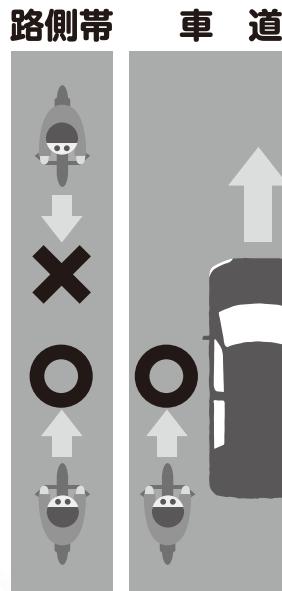
自転車はルールを守つて安全に

県内における平成27年中の交通事故死者数は213人で、このうち、約2割にあたる47人が自転車乗用中でした。

自転車は便利な乗り物ですが、正しく利用しないと、けがをしたり、命を落としたりする危険性も持ち合わせています。自転車は、車と同じ車両です。交通ルールを守ることはもちろん、歩行者優先の安全な自転車利用に努めましょう。

●自転車は車道の左側を通行しましょう

自転車が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限定されています。自転車は原則として車道の左側部分を通行しましょう。



●自転車運転中の携帯電話、イヤホン等の使用は禁止です

携帯電話やスマートフォンを手に持つて、通話や操作をしたり、画面を注視しながらの運転は禁止です。

また、大音量でイヤホン等を使って音楽等を聞くなど、安全な運転に必要な周囲の音や声が聞こえない状態で自転車を運転することも禁止です。

●夜間は必ずライトを点灯し、反射材を付けましょう

夕暮れ時や夜間に自転車を利用するときは、必ずライトを点灯し、明るい色の衣服や反射材を身に付けましょう。また、夜間の交通事故防止のため、自転車には反射材を付けましょう。

●定期的に自転車の安全点検・整備を行いましょう

ブレーキ、ライト、ベル、反射材、タイヤの空気圧など、定期的に自転車の安全点検・整備を行い、自転車の安全性を確認しましょう。

また、自転車利用者は、被害者になるだけでなく、歩行者やほかの自転車に対して加害者となり、損害賠償責任を求められることがあるので、万一分のときに備えましょう。

●TSマーク付帯保険

TSマークとは、自転車安全整備店で点検・整備（有料）した自転車に貼付されるものです。

このマークには傷害保険と賠償責任保険が付いており、有効期限は1年です。年1回は自転車の点検・整備を受けてTSマークを更新してください。

TSマーク付帯保険についての詳細は、公益財団法人日本交通管理技術協会のホームページをご覧ください。

※自転車事故の賠償責任保険等について、既に加入済みの自動車保険、火災保険、傷害保険の特約に付帯している場合もあるので、一度、保険の内容をご確認ください。

問合せ先 役場 都市整備課 内線155



●TSマーク